

# 令和6年度 兵庫地方最低賃金審議会

## 第4回兵庫県最低賃金専門部会

日時：令和6年8月5日（月）9:30～

場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について

(2) その他

#### 3 閉 会

# (案)

令和6年8月5日

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
兵庫県最低賃金専門部会  
部会長 山口隆英

## 兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員  
梅野巨利  
千田直毅  
山口隆英

労働者代表委員  
岩崎和人  
小西啓介  
堀井説也

使用者代表委員  
倉本信二  
松岡直哉  
吉川和宏

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,052 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日

令和6年8月5日

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
兵庫県最低賃金専門部会  
部会長 山口 隆英

### 兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
梅野巨利	岩崎和人	倉本信二
千田直毅	小西啓介	松岡直哉
山口隆英	堀井説也	吉川和宏

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,052 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日